

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成30年3月28日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成30年2月5日	伏見区	醍醐北西裏町	3	—	—	平成30年2月5日
		醍醐西大路町	2	—	—	
		醍醐中山町	5	—	—	
		醍醐東大路町	4	—	—	
平成30年2月13日	右京区	太秦三尾町	1	—	—	平成30年2月13日
平成30年2月20日	伏見区	久我森の宮町	4	—	—	平成30年2月20日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)